

保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件等の一部を改正する件新旧対照条文

目次

○ 平成十年大蔵省告示第二百二十八号（第一条関係）	．．．．．	1
○ 平成十四年金融庁告示第三十八号（第二条関係）	．．．．．	3
○ 平成二十三年金融庁告示第二十三号（第三条関係）	．．．．．	4

○ 平成十年大蔵省告示第二百二十八号（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件）（第一条関係）

改正案	現行
（生命保険募集人に係る制限が適用されない場合） 第一条（略） 2 令第四十条第二号に規定する生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社（法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）として金融庁長官の定める者は、次に掲げる損害保険会社（法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等を含む。以下同じ。）の子生命保険会社（当該損害保険会社が法第六条第七項の認可を受けてその総株主の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する生命保険会社をいう。）又は提携先生命保険会社（当該損害保険会社が法第九十八条第二項（法第九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可を受け若しくは法第九十八条第二項ただし書（法第九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしてその業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社又は法第九十八条第二項の認可を受け若しくは同項ただし書の規定による届出をして当該損害保険会社の業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社をいう。）とする。 一・二（略）	（生命保険募集人に係る制限が適用されない場合） 第一条（略） 2 令第四十条第二号に規定する生命保険募集人と密接な関係を有する生命保険会社（法第二条第八項に規定する外国生命保険会社等を含む。以下同じ。）として金融庁長官の定める者は、次に掲げる損害保険会社（法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等を含む。以下同じ。）の子生命保険会社（当該損害保険会社が法第六条第四項の認可を受けてその総株主の議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する生命保険会社をいう。）又は提携先生命保険会社（当該損害保険会社が法第九十八条第二項（法第九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可を受け若しくは法第九十八条第二項ただし書（法第九十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしてその業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社又は法第九十八条第二項の認可を受け若しくは同項ただし書の規定による届出をして当該損害保険会社の業務の代理若しくは事務の代行を行う生命保険会社をいう。）とする。 一・二（略）

3

(略)

3

(略)

○ 平成十四年金融庁告示第三十八号（保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）（第二条関係）

改正案	現行
保険業法第百六条第十項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件 （保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務に関する基準） 第六条 法第百六条第七項の場合において、保険会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。 一・二 （略）	保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件 （保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務に関する基準） 第六条 法第百六条第四項の場合において、保険会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。 一・二 （略）

○ 平成二十三年金融庁告示第二十三号（保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件）（第三条関係）

改正案	現行
（連結の範囲） 第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いる場合に限る。）並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで、第十四号及び第十五号又は第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、第十四号及び第十五号に掲げる会社を子会社（法第十二条第二項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（第三条第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする（当該規定を適用しないことが困難である	（連結の範囲） 第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いる場合に限る。）並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで及び第十四号又は第二百七十一条の二十二第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる会社を子会社（法第十二条第二項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（第三条第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする（当該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。

場合を除く。）。

(控除項目)

第三条 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）又は法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額の計算にあたっては、次に掲げる額の合計額を控除するものとする。

一 (略)

二 保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が保有している次に掲げる者の株式その他の資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額の合計額

イ (略)

ロ 当該保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げる会社（同項第十二号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営む者を除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれない者（イに掲げる者を除く。）

ハ (略)

2 (略)

(控除項目)

第三条 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）又は法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額の計算にあたっては、次に掲げる額の合計額を控除するものとする。

一 (略)

二 保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が保有している次に掲げる者の株式その他の資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額の合計額

イ (略)

ロ 当該保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社（同項第十二号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営む者を除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれない者（イに掲げる者を除く。）

ハ (略)

2 (略)

[